平成２２年（フ）第１３７号
高知市南万々155番地25、住民票上の住所高知県高岡郡佐川町永野1626番地２
債務者　村上　利一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４１号
高松市上之町２丁目４番26―205号、申立時の住所高知市東秦泉寺515番地150　桜ヶ丘スカイタウン604号
債務者　川田　賢二
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４２号
高知市一宮東町１丁目23番36号　シティハイムバイエルン102号
債務者　徳弘　　豪
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５１号
高知県南国市岡豊町常通寺島667番地の１
債務者　橋田　章平
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９号
福岡県嘉麻市口春240番地３
債務者　権代マサ子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１４号
福岡県久留米市白山町384番地５
債務者　松永ゆり子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県久留米市山本町豊田1748番地１
債務者　牟田　美幸
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１１号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番1611号
債務者　平島めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９２号
宮崎市江平東２丁目８番36号　第一和園コーポ207号
債務者　池田　　幸
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９７号
宮崎市東大淀１丁目７番22号　カイルアビル101号
債務者　秋本　　正
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１６号
宮崎市村角町古郷2423番地３
債務者　渡邊　美香
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３４号
宮崎市佐土原町下田島20298番地27
債務者　木宮　鐵雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４０号
宮崎市清武町船引317番地１　町営住宅中央団地305号室
債務者　手束　英和
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８号
宮崎県小林市堤2809番地　堤台団地３号室
債務者　小柳　孝行
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地２ビッグバーンズ谷山4016号
債務者　下野　修吾
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目134番地３
債務者　追立　敦美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
鹿児島県鹿児島市上谷口町2854番地32有村ビル202号
債務者　宮脇　寛昭
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係